

駿河台大学公務員・資格試験学習室規程

(総 則)

第1条 駿河台大学学則第55条第1項の規定に基づき、本学に駿河台大学公務員・資格試験学習室（以下「学習室」という。）を置く。

(目 的)

第2条 学習室は、法科大学院又は公務員を志望する学生及び税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格（以下「資格」という。）取得を希望する学生に対し、自主学習支援及び受験指導を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 学習室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種試験に係る自主学習の支援に関すること。
- (2) 各種試験に係る学習プログラムの企画・実施に関すること。
- (3) 学習室指導補助員の任用に関すること。
- (4) その他、学習室の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(委員会等)

第4条 学習室に、公務員・資格試験学習室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(室 長)

第5条 学習室に学習室長1名を置く。

2 学習室長は、公務員試験又は資格試験に精通した本学専任教員の中から、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

3 学習室長は、学長が委任した学習室の業務を統括する。

4 学習室長は学習室を代表する。

5 学習室長は、学長が学習室に関して決定を行う場合には、求めに応じて意見を述べることができる。

6 学習室長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

(学習室指導員)

第6条 学生の自主学習の支援等、学習室が実施する業務の円滑な推進に資するため、学習室に学習室指導員を置く。

2 学習室指導員は、公務員試験又は資格試験に精通した本学専任教員とする。

3 学習室指導員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。

4 学習室指導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

(学習室指導補助員)

第7条 学生の自主学習の支援等、学習室が実施する業務の円滑な推進に資するため、学習室に学習室指導補助員を置くことができる。

2 学習室指導補助員は、本学名誉教授、学外の有識者で第6条の学習室指導員と同等若しくはそれ以上の指導能力をもつ者を嘱任する。

3 学習室指導補助員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。

4 学習室指導補助員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

第8条 学習室指導補助員が本学専任教員以外の者である場合には、報酬を支給することができる。

2 報酬の額については別に定める。

(事 務)

第9条 学習室に関する事務は、キャリアセンター事務部キャリア教育・就職支援課が所掌する。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

駿河台大学飯能キャンパス司法研修室規程は平成27年6月10日をもって廃止。

平成29年4月1日一部改正。

平成29年6月15日一部改正。

平成30年4月1日一部改正。